認可保育施設の区分について

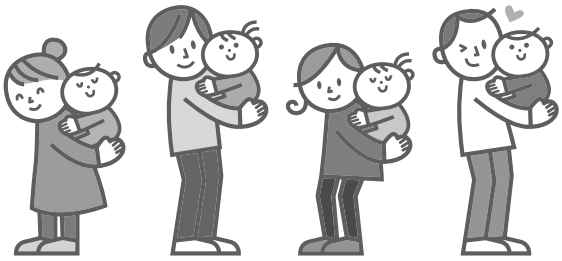

◆保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、
なんらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。
そのため「集団生活をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

◆認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。
保育部門で利用している保護者が、利用が必要なくなった場合でも、教育部門（幼稚園）での利用に切り替えることで、施設を変えることなく利用ができることも大きな特徴です※定員等による
保育部門で利用希望される方はこども未来課での申し込みとなります。教育部門（幼稚園）で利用を希望される方は、各認定こども園へ直接お申し込みください。

◆地域型保育事業所

合志市には、地域型保育（小規模保育・家庭的保育）があります。
対象児童は２歳まで（年度途中で３歳になった児童は年度末まで可）です。
地域型保育事業所は小規模で行なうため、保育者が児童一人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

▼保育所と地域型保育事業所の基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">施設区分</th><th colspan="2">職　員</th><th rowspan="2">設備・面積</th></tr>
<tr><th>人　数</th><th>資格等</th></tr>
<tr><td colspan="2">保育所</td><td>０歳児３人に対し１名
１・２歳児６人に対し１名</td><td>保育士</td><td>０～１歳
乳児室1.65㎡/人
ほふく室3.3㎡/人
２歳以上
保育室等1.98㎡/人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小規模保育</td><td>A型</td><td>保育所の配置基準＋１名</td><td>保育士</td><td rowspan="2">０～１歳 3.3㎡/人
２歳　1.98㎡/人</td></tr>
<tr><td>B型</td><td>保育所の配置基準＋１名</td><td>１/２以上保育士</td></tr>
<tr><td>C型</td><td>０～２歳児３人に対し１名
※補助者を置く場合、５人に対し２名</td><td>子育て支援員</td><td rowspan="2">０～２歳
いずれも 3.3㎡/人</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭的保育</td><td>０～２歳児３人に対し１名
※補助者を置く場合、５人に対し２名</td><td>子育て支援員</td></tr>
</table>

入所決定までの流れ

● 保育所・地域型保育事業所
認定こども園（保育部門）を利用する場合（2・3号）　※次のページもご覧ください。

市へ申込書（兼認定申請書）の提出 → 利用調整 → 利用調整結果の通知（利用決定・内定・保留通知）

● 幼稚園（新制度移行園）
認定こども園（教育部門）を利用する場合（1号）

希望施設へ申込書の提出 → 入所内定 → 市へ認定申込書の提出 → 利用決定の通知 → 契約

認定区分について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行園に限る）を利用される方は、申し込みにあわせて『利用のための認定』を受ける必要があります。

◆1号認定（教育認定）

満3歳以上で、幼稚園等の教育施設を希望される場合

利用可能施設:幼稚園（新制度移行園）・認定こども園（教育部門）

◆2号認定（保育認定）

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望される場合

利用可能施設:保育所・認定こども園（保育部門）

◆3号認定（保育認定）

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望される場合

利用可能施設:保育所・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所

教育・保育施設の利用可能時間について

認定区分に応じて、次のいずれかの時間に施設を利用できます。

認定区分		利用可能時間
1号（教育標準時間）		おおむね4時間（施設によって異なります）
2号・3号	保育標準時間	7時～18時（最長11時間）
	保育短時間	最長8時間（施設によって保育時間は異なります）

※産前・産後休暇を除く、育児休業及び求職活動の要件で保育施設に入所している場合は「保育短時間」での利用となります。

申し込みの受付期間について

※2号･3号認定の案内となります。
（1号認定については各施設へ直接お尋ねください。）

✻ 1次募集（4月入所希望者） ※求職活動中の要件は受付不可（2次募集より受付）

《11月5日（火）～11月29日（金）》

申込書提出

●入所のてびきと新規入所申込書等を受取り、提出してください。

配布場所	こども未来課 西合志総合窓口課、泉ヶ丘支所、須屋支所 **※1次募集受付期間後はこども未来課のみ**となります
提出場所	こども未来課 ※提出は事前予約が必要です。 https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/x4hQ/655755

《1次募集締切～1月上旬》

審査･利用調整

●審査は合志市の保育実施基準に基づいて行います。

《1月中旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希望変更届」を提出してください。（P９を参照）

《1月中旬頃》

決定･内定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、内定の方には「内定通知」を送付します。各施設には保護者の連絡先を伝えますので、施設からの連絡をお待ちください。

✻ 2次募集（4月入所希望者）

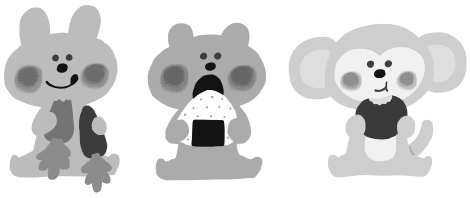

《1月20日（月）～1月31日（金）》

申込書提出

●配布場所及び提出場所はこども未来課のみとなります。

《2次募集締切～2月中旬》

審査･利用調整

●審査は合志市の保育実施基準に基づいて行います。

《2月下旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希望変更届」を提出してください。（P９を参照）

《2月下旬頃》

決定･内定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、内定の方には「内定通知」を送付します。各施設には保護者の連絡先を伝えますので、連絡をお待ちください。

随時募集 ※入所希望月によって、受付期間が異なります。

《3月～翌年度の1月末》

申込書提出

●配布場所および提出場所はこども未来課のみとなります。

受付期間については下記の表をご参照ください。また、締め切りは毎月末日（閉庁日の場合はその前の開庁日）とし、提出された翌月より審査を行います。

《毎月初旬》

審査・利用調整

●審査は合志市の保育実施基準に基づいて行います。

《毎月中旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希望変更届」を提出してください。（P９を参照）

《毎月中旬頃》

決定・内定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、内定の方には「内定通知」を送付します。各施設には保護者の連絡先を伝えますので、連絡をお待ちください。

▼入所希望月の受付期間

入所希望月	申込書受付期間 （持参の場合は土日・祝日を除く）
5 月	3月1日 ～ 3月31日
6 月	3月1日 ～ 4月30日
7 月	4月1日 ～ 5月31日
8 月	5月1日 ～ 6月30日
9 月	6月1日 ～ 7月31日
10 月	7月1日 ～ 8月31日
11 月	8月1日 ～ 9月30日
12 月	9月1日 ～ 10月31日
1 月	10月1日 ～ 11月30日
2 月	11月1日 ～ 12月28日
3 月	12月1日 ～ 1月31日